

令和 7 年 3 月 2 7 日

▼タイトル

令和 7 年 3 月高島市議会定例会（最終日）の結果

▼内容

本日、以下の議案を議決し、令和 7 年 3 月定例会を閉会しました。

■議案数

		議決 案件	条例 案件	予算 案件	人事 案件	請願	発議 案件	意見 書
委員会付託中の議案		3	9	13		1		
本日追加 提出議案	市長提案				1			
	議員提案						3	1
計		3	9	13	1	1	3	1
うち議決議案数（計 31 件）		3	9	13	1	1	3	1
継続審査件数		なし						

■本日の議決状況

○議決案件

- ・議第 1 号および議 2 号ならびに議第 19 号の 3 件は、可決しました。

○条例案件

- ・議第 3 号から議第 10 号まで、および議第 20 号の 9 件は、原案のとおり可決しました。

○予算案件

- ・議第 12 号から議 18 号まで、および議第 21 号から議 26 号までの 13 件は、原案のとおり可決しました。

○人事案件

- ・ 同意第 4 号（高島市教育委員会委員の任命同意）が提案され、同意することに決定しました。

○請願

- ・ 請願第 1 号は、不採択とすることに決定しました。

○発議案件

- ・ 発議第 2 号（高島市議会委員会条例の一部を改正する条例案）および発議第 3 号（高島市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案）ならびに発議第 4 号（高島市議会会議規則の一部を改正する規則案）が提案され、原案のとおり可決しました。※内容は別紙のとおり

○意見書

- ・ 意見書第 1 号（饗庭野演習場における弾着不明事案にかかる原因究明および再発防止対策等の徹底を求める意見書案）は、原案のとおり可決しました。※内容は別紙のとおり

以上

▼問い合わせ先

○所 属： 議会事務局

○電 話 番 号： 0 7 4 0 （ 2 5 ） 8 1 4 0

○ファックス： 0 7 4 0 （ 2 5 ） 8 1 4 6

高島市議会委員会条例の一部を改正する条例

高島市議会委員会条例（平成１７年高島市条例第２８６号）の一部を次のように改正する。

第２１条に次の１項を加える。

- ２ 前項の規定により出席を求められた者がオンラインにより説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第２３条第２項中「聞こうとする」を「聴こうとする」に改める。

第２４条に次の１項を加える。

- ２ 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会または委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第２８条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第２５条第１項中「聞こうとする」を「聴こうとする」に、「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条第２項中「かたよらない」を「偏らない」に改める。

第２６条第２項中「聞こうとする」を「聴こうとする」に改める。

第２８条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書もしくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第２９条第２項中「聞こうとする」を「聴こうとする」に改める。

第３０条に次の１項を加える。

- ３ 第１項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名については、同項の規定にかかわらず、氏名または名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

高島市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

高島市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年高島市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第５３条から第５５条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされまたは改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）または旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役または禁錮はそれぞれその刑と長期および短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期および短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑または拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされまたは改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

高島市議会会議規則の一部を改正する規則

高島市議会会議規則（平成１７年高島市議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

目次中「第８７条」を「第８７条の２」に、「第９章 補則（第１６１条）」を「第９章 補則（第１６０条の２―第１６１条）」に改める。

第３条中「ときもまた」を「ときも、また」に改める。

第７条中「すべて」を「全て」に改める。

第９条第２項本文中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３ 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第１４条中「そなえ」を「備え」に改める。

第１５条中「再び」を「、再び」に改める。

第１７条中「そなえ」を「備え」に改める。

第１９条第１項中「承認を要する」を「許可を得なければならない。」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第１９条第２項および第３項中「承認」を「許可」に改める。

第２４条第１項中「終った」を「終わった」に改める。

第２９条中「職員の点呼に応じて、順次投票を備え付けの投票箱に投入する」を「議長の指示に従って、順次、投票する」に改める。

第３１条第３項中「聞いて」を「聴いて」に改め、同条に次の１項を加える。

４ 投票の効力に係る法第１１８条第６項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第３７条第１項中「聞き」を「聴き」に改める。

第３８条中「まって」を「待って」に改める。

第４４条第２項中「会議」を「議会」に改める。

第４５条第２項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第５０条第１項および第５２条第１項中「すべて」を「全て」に改める。

第５１条第４項中「当って」を「当たって」に改める。

第５５条第１項中「すべて」を「全て」に改め、同条第２項中「発言を」を「、発言を」に改める。

第77条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第77条の4第1項中「聞こうとする」を「聴こうとする」に改め、「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第78条第1項中「記載し、または記録」を「記載」に改める。

第79条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。）」を削る。

第81条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」を削る。

第2章第1節中第87条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第87条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。

第93条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第107条および第109条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第110条第1項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員という。」）」を加え、「聞くことができる」を「聴くことができる」に改め、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外委員」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、もしくは意見を述べ、または発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、もしくは意見を述べ、または発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第111条第2項を次のように改める。

2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第117条中「取り消しまたは」を「取り消し、または」に改める。

第118条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「答弁しがたい」を「答弁し難い」に、「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第131条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第132条第4項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第134条第1項ただし書中「議長において」を削り、「または議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない」を「に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる」に改め、同条中第2項を次のように改める。

- 2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第134条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第135条に次の2項を加える。

- 3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

- 4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第136条第1項中「意見を付け、」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第137条中「決したものについてはこれを」を「決したものについては、これを」に改める。

第138条中「、その内容が請願に適合するもの」を「議長が必要があると認めるもの」に改める。

第143条を次のとおり改める。

(決定の通知)

第143条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第145条中「、外とう、襟巻、つえ」を「、コート、マフラー」に改め、

同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第150条の見出し中「資料等印刷物」を「資料等」に改め、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第152条中「すべて」を「全て」に改める。

第154条中「することは」を「することが」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第154条の2 議員は、自己に関する懲罰動議および懲罰事犯の会議ならびに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会または委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第159条の2に次の1項を加える。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

第9章中第161条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第160条の2 議会または議長もしくは委員長（以下この条および次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項および第6項ならびに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項および第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうち、この規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

- 4 第1項または第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条（日程の作成および配布）、第66条（答弁書の配付）、第79条（会議録の配付）、第118条（答弁書の配付）、第133条（請願文書表の作成および配布）第1項および第134条（請願の委員会付託）第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時または議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧もしくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、または議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、もしくは連署し、または記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項または第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名または名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、または議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、または議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、または交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項または第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難または著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。
- （電磁的記録による作成等）
- 第160条の3 この規則の規定（第28条（投票用紙の配布および投票箱の点検）第1項（第74条（選挙規定の準用）において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、または保存すること

（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなし、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

饗庭野演習場における弾着不明事案にかかる原因究明および
再発防止対策等の徹底を求める意見書

令和 7 年 2 月 3 日に陸上自衛隊第 1 3 旅団第 8 普通科連隊が実施していた総合戦闘射撃訓練において、中部方面特科連隊第 3 大隊が 1 5 5 m m 榴弾砲 F H 7 0 の実弾射撃訓練を実施中のところ、発射された 1 発の弾着が不明となった事案が発生した。

本市内では、平成 2 7 年 7 月の重機関銃跳弾事故の発生以降、平成 3 0 年 1 1 月に 8 1 m m 迫撃砲の弾着事故、令和元年 9 月に 8 1 m m 迫撃砲を用いた I R 照明弾のパラシュート等の演習場外への落下、また、令和 3 年 6 月に 1 2 0 m m 迫撃砲の演習場外に弾着する事案が立て続けに発生し、その際にも事案の再発防止に向け、徹底した安全対策が講じられるように強く要望してきたにもかかわらず、この 1 0 年間で 5 度もこのような事案が発生し、市民の安心安全が再び脅かされたことは、極めて遺憾である。

本市と自衛隊は、永年に渡り共存共栄の関係を築いてきたが、残念ながら信頼関係の維持が困難になることが再び危惧される事態となった。

よって、国においては、早急に不明弾の発見と危険の回避、本事案の原因を徹底究明した後、再発防止に向けて万全の措置を講じるとともに、市民の不安を払拭するための安心安全な運用の徹底を強く求める。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出します。

令和 7 年 3 月 2 7 日

高島市議会議長 河越 安実治

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣 あて